

美唄市男女共同参画条例（素案）に対する意見と市の考え方

パブリックコメント手続による意見提出 ～ 1件（1名）

区分	意見の要旨	市の考え方
その他	美唄市男女共同参画条例（素案）の意見募集について大変結構な試みと思います。 意見集約後の作業が大変でしょうが、そのことについての結果を楽しみに待っています。	条例制定に当たりましては、市民の皆様からいただいた貴重なご意見を反映し、取りまとめ、協働により進めてまいりたいと考えております。

【参考】～ 各種団体への意見募集による意見提出 ～ 4件（3団体） （募集期間：9月24日（木）～10月16日（金））

区分	意見の要旨	市の考え方
基本理念に関するもの	<p>男女共同参画で大きな問題となっている女性の安心できる職業生活を加え、かつ、市民に基本理念の核心がよく分かるよう以下の表現にすることを提案する。</p> <p>第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進します。 （男女の人権の尊重） （1）男女が、性別による差別的取扱を受けることなく、人権が等しく尊重されるようにすること。 （制度または慣行についての配慮） （2）男女が、性別による固定的な役割分担等を反映した社会のさまざまな制度や慣行によって、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。 （安心して継続できる職業生活） （3）男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。 （意思決定の場への共同参画） （4）男女が、職業、家庭、地域、学校など、社会のあらゆる分野の意思決定の場に、対等な構成員として共同して参画することができるようにすること。 （家庭生活における活動と他の活動の両立） （5）男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、家庭生活とその他の社会生活との両立を図ることができるようにすること。 （市の理解・尊重） （6）男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。 （国際的協調） （7）男女共同参画社会の形成に関する国際社会の取組と協調すること。</p> <p>「市、事業者、市民の協働」は基本理念に相応しくないので除くこと（他でふれられている）。</p>	<p>市民の皆様の基本理念を理解していただけるよう、一部表現を修正いたします。 なお、女性が安心して継続できる職業生活の確保については、第6条の「事業者の役割」及び第7条の「性別による権利侵害の禁止」において整理しているところです。</p> <p>男女共同参画社会の形成に当たっては、家庭、職場、地域などあらゆる分野で、市、市民、事業者がそれぞれの役割と責任を持って、協働して取り組むことが重要であるとと考えております。</p>

その他	<p>学校教育の場面では積極的な取り組みもあり男女共同参画の意識が浸透してきており、強いては社会全体の意識改革につながることを期待したい。</p> <p>しかしながら、美唄市のまちづくり市民アンケート結果を見る限りでは、意識が上向き傾向になっているとは考えにくい。また、パワーハラスメントの事例が多くなってきていること、世界的な経済不況の中、妊娠、出産、育児を伴う女性は労働力が低下するとして、真っ先に解雇される状況が起こっていることなどから、男女共同参画社会に関する条例制定に当たっては、実行を伴うものにしていただきたいと考えている。</p> <p>具体的には、教育、福祉、医療などの関連分野で実現可能なこと、予算の有無などを精査し自治体として条件整備を行うことも大切であると考えている。</p>	<p>条例を制定することで将来にわたる基本的な考え方を明示し、具体的な取り組みについては、美唄市男女共同参画計画（第2次）に基づき市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、ともに連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>
	<p>男女共同参画に関する条例を制定することは必要であるが、条例制定後に周知・啓発を積極的に行い、市、市民、事業者が内容を十分に理解し、実効性のあるものにしていくことが重要である。</p>	

寄せられたご意見に基づき、次のとおり素案の修正を行います。

変更前	変更後	変更理由
<p>(基本理念) 第3条 (2) 男女が性別による固定的な役割分担を前提とした社会のさまざまな制度や慣行によってその活動が制限されることなく、自立し、自らの意思で多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。</p>	<p>(基本理念) 第3条 (2) 男女が、性別による固定的な役割分担等を前提とした社会のさまざまな制度や慣行によってその活動が制限されることなく、自立し、自らの意思で多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。</p>	<p>女性蔑視などの偏見等、意識のあり方も含めた広い表現をすることとしまして、「固定的な役割分担」を「固定的な役割分担等」に変更しました。</p>
<p>(基本理念) 第3条 (4) 男女が性別にかかわらず、職場、家庭、地域、学校など、社会のあらゆる分野の意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。</p>	<p>(基本理念) 第3条 (4) 男女が性別にかかわらず、安心して働ける職場、家庭、地域、学校など、社会のあらゆる分野の意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。</p>	<p>女性が安心して職業生活を継続することが今後とも大切であることから、職場が担うべき役割が伝わる表現にすることとしました。</p>
<p>(基本理念) 第3条 (7) 男女共同参画社会の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協力の下に推進されること。</p>	<p>(基本理念) 第3条 (7) 男女共同参画社会の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会の取組への理解と協調の下に推進されること。</p>	<p>「協力」を「協調」という言葉に変更することで、国際的な動きに関する情報の把握に努め、美唄市として可能な範囲で同調していくという意味合いを含ませることとしました。</p>